

保険診療と保険外診療の 併用療養制度について

規制改革会議
「公開ディスカッション」

2013年11月28日

東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野
川渕 孝一

混合診療にまつわる判例

■混合診療を行ったことを理由とする保険指定取消処分が「執行停止」された例（1984年6月25日・静岡地裁決定）

- ①裁判所は当時（1984年6月すなわち特定療養費制度創設前）、「混合診療を禁止することを明定した法令はない」と判断した。
- ②裁判所は事実上、「混合診療は法的に認められるのではないかと提起した。

■混合診療禁止の行政指導が「適法」と判断された例

（1989年1月 23日・東京地裁判決）

- ①厚生省は、1957（昭和32）年に制定された療養担当規則第18条・第19条の「特殊療法等の禁止」によって混合診療は禁止されたと主張した。
- ②裁判所は「混合診療の禁止についての明文上の法的根拠は存在しない」と判断した。
- ③裁判所は「混合診療の禁止は法的に明示されていなくとも、1984年の特定療養費制度によって実質的に禁止されることになった」と判断した。

混合診療とは

保険外負担の種類

A 保険診療の一部負担金に「割増金」を上乗せ請求

→ 広義の保険外負担



B 本来保険給付されない診療に療養費を給付し、それ以外を「差額」として患者から徴収



C 保険診療に一部保険外診療を加えて行い、その費用を患者から徴収

